

(2) 通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード 異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して 国保連へ送付
3	A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	



No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に出るサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A5	介護予防 通所介護	国が規定	国が規定 国が規定する 単位数を上限 として、市町村 が規定 ※2	国が規定 (事業所所在地 に応じた地 域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付 と同様 ※3	国が 規定
2	A6									
3	A7	なし	市町村が 規定	市町村が 規定	国が規定する 地域単価から 選択して 市町村が規定	国が規定する サービスコード から選択して規定	市町村が 規定	定率 定額	市町村が 規定※4	市町村が 規定
4	A8									



- ※1 平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。
- ※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。
- ※3 A5・A6については受給者異動連絡票情報を2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。
- ※4 A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。
- ※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。